

# 各種返金について

令和2年3月3日  
あさひ幼全 NO.94

3月3日付のメールおよびホームページにてご案内しました「3月の予定」に掲載しておりますとおり、3月18日(水)・19日(木)に給食代をはじめとする各種返金を行いますので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、返金や払い戻しの場所、受付時間等の詳細は後日あらためてご案内いたします。

## ① 給食代 (キャンセル食数×380円)

2月14日付「あさひ幼全 NO.86」のとおり、未食数はすでに差し引きされていきますので、各自1年間のキャンセル数分を返金いたします。

なお、3月は5食分全てが全員キャンセルの扱いになりますので、2月までのキャンセル食数に5食分プラスされて、全員に返金されます。

## ② 3月分施設設備費 (1,000円)

3月は一度も登園しない、または登園しても登園日数がわずかなお子さんが大勢います。大変申し訳ありませんが私立幼稚園の場合、授業料につきましては在籍している限りその月には授業料が生じます。

しかし無償化の制度により3月分の授業料は後に返金されます(除く尾張旭市)ので、ご家庭の負担増にはなりません。

ところが施設設備費は無償化の対象にはなりません。3月も経費自体はほぼ変わらないため園といたしましては負担の大きい出費となりますが、3月分の施設設備費を返金することといたしました。

## ③ 3月分バス協力費 (2,500円) ※バス利用の方のみ

②と同様の理由により返金することといたしました。

## ④ 預かりチケット払い戻し (余ったチケット分) ※チケットをお持ちの方のみ

令和2年度よりお支払い方法が変わりますので、年長の方だけでなく全学年払い戻しいたします。

※なお、年長でお別れ遠足に参加した方は、上記①～③を合計した金額より遠足代2,250円を差し引いてお渡しいたします。